

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。

子ども・子育て支援新制度が 平成27年4月からスタートします！



子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引き上げによる財源を活用して、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、幼児教育・保育および子育て支援の質・量を充実させようとするものです。

主な変更点

新制度では、幼稚園や保育所などを利用する場合には、教育・保育の必要性に応じた市の「認定」を受ける必要があります。その「認定」に応じて、利用できる施設や保育料が決まります。

(1) 認定の種類

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等により、保育を必要とする場合	保育所、認定こども園（保育部分）
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等により、保育を必要とする場合	

※ 幼稚園については、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあります。

(2) 保育を必要とする理由

保育を必要とする「2号認定」「3号認定」を利用する場合には、保護者のいずれもが以下の「保育を必要とする理由」に該当することが必要です。

※ 「1号認定」の幼稚園及び認定こども園（教育部分）は、保育を必要とする理由はいりません。

- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての仕事を含む）
- 妊娠、出産
- 同居または長期入院等している親族の介護、看護
- 求職活動
- 虐待やDVのおそれがある場合
- 育児休暇取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- その他、上記に類する状態として市が認める場合
- 保護者の疾病、障害
- 災害復旧
- 就学、職業訓練

(3) 施設を利用できる時間

平成27年4月からは、保育を必要とする時間に応じて、「保育標準時間」か「保育短時間」に区分されます。

認定区分	時間区分	勤務体系	1日の利用可能時間	想定される月の就労時間
1号認定	教育標準時間	就労の必要なし	施設により異なる	必要なし
2号認定 3号認定	保育標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間	最長11時間	120時間以上
	保育短時間	パートタイム就労を想定した利用時間	最長8時間	48時間以上120時間未満

※ 開所時間は、各施設へお尋ねください。



保育料

保育料は、子どもの保護者（父・母）の市民税額の合計額で決定します。ただし、保護者（父・母）の年間収入が生活保護基準額より少ない場合は、同居している家族で家計の主宰者（祖父または祖母）の税額まで保育料の決定の算定対象となります。

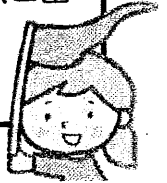
平成27年度 南島原市保育料の月額一覧【案】

●幼稚園、認定こども園（教育部分）

階層	階層区分	1号認定者	
		国の基準額	市の保育料(案)
1	生活保護世帯	0	0
2	市民税非課税世帯 (均等割のみの世帯を含む)	9,100	4,100
3	市課税所得割	77,100円以下	14,100
4		211,200円以下	19,500
5		211,201円以上	23,100

★注意★

この保育料は、あくまでも平成26年12月現在の案です。
今後、国の基準額の確定に伴い、変更となる場合がありますので、その点ご留意ください。



新制度では、市が定める保育料に一本化されます。

- ・現在：各園が設定した保育料を支払い、世帯所得に応じた補助金（就園奨励費）が後で返金されています。
- ・新制度：保護者の市民税額に応じて、市が定める保育料を支払います。
(給食費等は、別途料金が必要になります。)

●保育所、認定こども園（保育部分）

階層	階層区分	2号認定者（3歳以上の子ども）				3号認定者（3歳未満の子ども）				
		国の基準額		市の保育料(案)		国の基準額		市の保育料(案)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0		
2	市民税非課税世帯	6,000	6,000	5,000	4,500	9,000	9,000	7,000	6,300	
3	市課税所得割課税世帯	48,600円未満 (均等割のみの世帯を含む)	16,500	16,300	13,000	11,700	19,500	19,300	15,000	13,500
4		97,000円未満	27,000	26,600	20,000	18,100	30,000	29,600	22,000	19,900
5		169,000円未満	41,500	40,900	26,000	23,500	44,500	43,900	30,000	27,100
6		301,000円未満	58,000	57,100	30,000	27,100	61,000	60,100	36,000	32,500
7		397,000円未満	77,000	75,800	33,000	29,800	80,000	78,800	41,000	37,100
8		397,000円以上	101,000	99,400	33,000	29,800	104,000	102,400	41,000	37,100

※1 新制度では、保育料の算定方法が「所得税」から「市民税」へ変更となります。収入が変わらない場合であっても階層が変更になることがあります。

また、保育料の額の見直しが年度途中の9月に行われます。平成27年8月分までは「平成26年度の市民税額」、9月分以降の保育料は「平成27年度の市民税額」により決定されます。

※2 第2階層及び第3階層の「母子世帯等」または「在宅障害児（者）がいる世帯」の保育料は、減額して別に規定されます。

※3 保育料は、年度の初日（4月1日）現在の年齢で決定されます。年度途中で3歳に達しても、保育料は変わりません。

●すこやか子育て支援事業（保育料の軽減）

南島原市では、多子世帯の経済的負担の軽減を目的に、小学校4年生以下の子どもが3人以上いる場合は、第3子以降の保育料を「無料」にしています。

保育料の軽減を受けるためには「申請が必要」です。対象となる場合は認定申請書兼入所申込書と同時に申請してください。

【案】平成27年度からは、上記に加えて、小学校4年生以下の子どもで第2子目の保育料を「半額」にする予定です。

入所手続きの流れ



幼稚園、認定こども園 （教育部分）



【1号認定】

- ①希望する園に直接利用の申込みをします。
- ②園から入園の内定を受けます。
- ③園を通じて利用のための認定を申請します。
- ④園を通じて市から認定証が交付されます。
- ⑤園で入園手続き等を行ってください。



保育所、認定こども園 （保育部分）



【2号、3号認定】

- ①市に「保育の必要性」の認定申請と入所希望の申込みをします。→ H27.1.9~2.6
- ②市から「認定証」が交付されます。
※ 保育所等の定員を超える応募があった場合などは、市が入所の利用調整を行います。
- ③市から「内定通知書」が交付されます。
- ④市から「決定通知書」が交付されます。
- ⑤施設で入所手続きを行ってください。

※1 現在利用している幼稚園や保育所等を、平成27年4月以降も引き続き利用する方には、各施設から必要な書類が配付されます。

※2 平成27年4月から新たに利用する場合は、申請書類の配付、受付を平成27年1月9日（金）から2月6日（金）まで、市こども未来課、市民サービス課または各支所で行います。

※3 新制度に移行しない私立幼稚園もあります。新制度に移行しない私立幼稚園の利用手続きや保育料は今までどおりです。

地域子ども・子育て支援事業

新制度は、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。家庭で育児をされている方が急な用事などの際にご利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「子育て支援センター」などがあります。

利用手続きは、これまでと変更はありません。希望される方は、直接施設へお申込みください。

事業名	概要	
延長保育	保育所、認定こども園（保育部分）に通う子どもを、通常の保育時間の後に延長して預けることができます。	
一時預かり	一般型	保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などで一時的に保育が必要な場合、保育所等へ子どもを預けることができます。
	幼稚園型	上記に加えて、幼稚園、認定こども園（教育部分）に通う子どもが、通常の利用時間前後に一時的に保育が必要な場合、預けることができます。
病後児保育	病気の回復期にある小学校3年生までの子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に預けることができます。	
子育て支援センター	子育ての相談や親子の交流を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない場合、小学生（1～6年生）を預けることができます。	

◀新制度について、詳しくは内閣府新制度のホームページ、ツイッター、フェイスブックをご覧ください。▶

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

平成27年度 教育・保育施設一覧表

(H27.4月予定)

地区	施設名	受入 (受入可能=○)			延長保育	一時預かり	病後児保育	休日保育	障害児保育	子育て支援	児童クラブ	放課後	電話番号 (0957)
		1号	2号	3号									
深江	山陰保育園		○	○	○	○			○	○	○		72-2362
	小林保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		72-5470
	深江保育園		○	○	○	○	○		○	○	○		72-3323
	瀬野保育園		○	○	○	○			○	○			72-6961
	認定こども園 深江幼稚園	○	○		○	○			○	○	○		72-5400
布津	認定こども園 寺田保育園	○	○	○	○	○	○		○	○	○		72-3594
	文華保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		72-2106
	木場保育園		○	○	○	○	○	○			○		72-6126
	認定こども園 たちばなこども園	○	○	○	○	○			○	○			72-2684
有家	認定こども園 有家たちばなこども園	○	○	○	○	○			○	○	○		82-0906
	認定こども園 南島原しんきりこども園	○	○	○	○	○		○	○	○	○		82-8155
	認定こども園 白百合保育園	○	○	○	○	○		○	○	○	○		82-8410
	恵光保育園		○	○	○	○							82-4001
	若草保育園		○	○	○	○			○		○		82-1629
	有家保育園		○	○	○	○			○				82-2294
西有家	見岳保育園		○	○	○	○		○	○		○		82-8400
	須川保育園		○	○	○	○	○	○	○	○	○		82-0923
	長野保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		82-5005
	竜石保育園		○	○	○	○		○	○				82-2880
	西有家保育園		○	○	○	○		○	○		○		82-2563
北有馬	北有馬保育所(公立)		○	○		○			○				050-3381-5064
	北有馬幼稚園(公立)	○				○			○				050-3381-5166
南有馬	ひかり保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		85-3529
	大江保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		85-2227
口之津	あやめ保育園		○	○	○	○			○		○		86-4706
	玉峰保育園		○	○	○	○			○	○	○		86-4815
	口之津保育園		○	○	○	○			○	○			86-2187
加津佐	ともしび保育園		○	○	○	○			○		○		87-2178
	愛宕保育園		○	○	○	○			○	○	○		87-4051
	若木保育園		○	○	○	○		○	○	○	○		87-5100
	野田保育園		○	○	○	○			○		○		87-2199

- ※1 受入欄の「1号」は、満3歳以上で教育を希望される場合、「2号」は、満3歳以上で保育を必要とする場合、「3号」は、満3歳未満で保育を必要とする場合です。
- ※2 「休日保育」欄は、日曜日、祝日を閉所する施設に「○」をつけています。
- ※3 各支援欄に「○」がついていても、定員を超える子どもがいる場合は、受入ができない場合があります。

○現行制度のまま新制度に移行しない幼稚園(利用手続きや保育料は今までどおり)

南有馬	原城幼稚園	3歳~就学前	○		○							85-2283
-----	-------	--------	---	--	---	--	--	--	--	--	--	---------

お問い合わせ先

南島原市 こども未来課 こども支援班

E L : 050-3381-5050 FAX : 0957-82-0217